参考

資料4

重大事態発生時の調査等に関するフロー

認定・判断・決定　調査組織　必用時　調査

教育委員会

いじめによる重大被害の申立て

被害児童生徒
保護者

重大事態認定

報告

市長

議会

市長が必要と認めた場合は、総合教育会議を開催し、対処に必要な措置を教育員会と協議

調査主体（調査組織）の決定

教育委員会が調査主体に決定

調査組織
いじめ問題対策委員会

小中学校が調査主体に決定

詳細調査へ移行の決定

詳細調査へ移行

支援チームの編成・派遣

教育員会は、基本調査の報告を受け、いじめ問題対策委員会の意見を求めながら、詳細調査への移行の必要性を判断

詳細調査不要の決定

報告

派遣

詳細調査へ移行の決定

小中学校

いじめによる重大被害の申立て

被害児童生徒

重大事態認定

認知

重大事態の定義
※　事案内容により総合的に判断
○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
○いじめにより児童生徒が相当期間（30日を目安）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
欠席期間が7日経過したら、重大事態に向けて、いじめ調査を慎重に行う。
○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき。

基本調査の実施

教職員 ＋ 支援チーム

基礎調査の内容
○文書情報（被害者・関係児童生徒の情報・指導記録・定期アンケート・個人面談記録・いじめの通報相談記録・学級日誌・教職員の手書きメモ等）の収集・整理
○教職員の聴取

基礎調査結果報告

調査組織
いじめ・不登校対策委員会
いじめ問題対策委員会

詳細調査へ移行

詳細調査開始

調査対象者である他の児童生徒・保護者へ説明

詳細調査（調査主体の調査組織で実施）

詳細調査の留意事項

○被害者側・加害者側からの意見聴取
　調査事項等に漏れがあった場合、市長による再調査が必要となることから、被害児童生徒・保護者が求める事項や対象を詳細に聴取し意見を取り入れる。また、関係児童生徒・保護者からも同様に聴取し、検討する。
○速やかな調査の実施
　時間の経過とともに、記憶が曖昧になり、事実関係の整理に大きな困難が生じるおそれがあるため、可能な限り速やかに実施する。
○児童生徒等に対する調査
　1　被害児童生徒・保護者、他の児童生徒、教職員等に対して、アンケートや聴取により、事実関係を把握する。
　2　調査にあたって、被害児童生徒や情報提供した児童生徒を守ることを最優先とする。
　3　公平性・中立性の確保のため、関係児童生徒に対しても事実関係についての意見を聴取する。

情報の整理・分析・再発防止策の検討

○情報の整理
　1　収集した調査情報を内容に応じて区分、整理する。
　2　整理した情報から、事実関係が確認できた事項とできなかった事項を区分し、時系列でまとめる。
　3　事実関係が確認できなかった事項は整理し、不都合な情報を秘匿している疑念を持たれないようにする。
○分析
　学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、いじめ・不登校対策委員会の役割は果たされていたかなどについて、分析を行う。
○再発防止策の検討
　重大事態の発生を防止できなかったことの考察等を踏まえて課題を抽出する。その過程で、法や国、市のガイドライン等に沿った対応が行われていたか、学校内の体制が機能していたかなどを検証する必要がある。また、教育活動全体を通して改めて命の大切さを重んじ、相手を思いやる心の醸成に努め、再発防止のために何が必要かという視点から、改善策について可能な範囲でまとめる。

報告書のとりまとめ

○不明な事項は率直に記載する。
○学校の瑕疵が認められる場合は、率直に記載する。
○報告書を公表する場合は、被害児童生徒・保護者へ配慮して内容や範囲を決める。
○状況によっては、公表を概要版で行う等の配慮が必要であるため、調査主体と調査組織で協議して判断する。

記録の保存等

○情報の記録は、本市文書取扱規程に基づき適切に管理・保存する。
○記録は、調査組織の調査記録の他、重大事態認定以前に、法第23条第２項の調査で取得、作成した記録を含み、本市文書取扱規程に基づき公文書に該当するものを指す。
○重大事態の調査に関する記録は、指導要録の保存期間に合わせて５年保存を基本としつつ、被害児童生徒・保護者の意見を踏まえ検討する。
○記録を廃棄する場合は、事前に被害児童生徒・保護者に説明する。

調査終了・報告書完成

報告・説明

市長

市長が必要と認めた場合は、総合教育会議を開催し、講ずべき措置を議題として協議

議会

報告

教育委員会
定例会

議題として教育委員会へ報告・説明

最終結果

総合教育会議での協議を踏まえ、指導主事や外部専門家を当該学校に派遣する等の必要な措置を講じる

状況に合わせて再発防止に必要な措置を講ずる

再発防止措置

○指導主事を学校へ派遣し、いじめ防止のための「未然防止」、「早期発見」、「対処」関する体制整備等の重点的な支援。
○生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等、人的体制の強化。
○心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の追加配置。
○その他、再発防止に必要な支援。

調査結果に基づく対応

○再発防止策の検討等
　1　教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等における教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策を検討する。
　2　教育委員会及び各学校の教職員で報告書を共有し、内容の共通理解を図る。
○教職員の処分等
　事案への対応において、法律や本市いじめ防止基本方針等に反した重大な過失等が指摘されている場合、教職員への聴取を行ったうえで、客観的に事実関係を把握し、非違行為の有無を愛知県教育委員会へ報告する。

結果の公表

公表の判断・方針

○公表の判断は、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
○公表の方針、内容及び方法については、被害児童生徒・保護者に説明・確認を行う。
○調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

被害児童生徒・保護者

教育委員会
小中学校

被害児童生徒への支援等

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家により、事情や心情に応じた継続的な支援を行うとともに、不登校となっている場合は、学校生活への復帰や学習支援を行う。
○精神的に不安定な場合は、カウンセリングや医療機関等の専門機関による支援を勧めるとともに、可能な限り、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の仲介により支援につなげる。
○学齢期の家族がいる場合は、必要に応じて当該家族の意思を尊重しながら、学校生活の中で支援を行う。
○被害児童生徒をはじめとする児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、次の対応を柔軟に実施する。
　1　関係児童生徒に対する出席停止措置
　2　関係児童生徒・保護者が希望した場合の、就学校の指定変更や区域外就学

調査主体
（調査組織）

被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等

○調査実施前に説明
○説明を行う主体は、教育委員会、学校及びいじめ問題対策委員会（支援チーム）のうち、事案の状況や被害児童生徒・保護者の心情を考慮して判断
○説明事項
　1　調査の目的・目標
　2　調査主体等（調査の構成、組織、人選）
　3　調査時期・期間（調査実施計画、定期報告）
　4　調査事項及び調査対象
　5　調査方法
　6　調査結果の提供

調査の進捗状況について、定期的及び適時の機会に経過報告を行う

調査結果に関する所見をまとめた文書を添えることができる

説明時の注意事項

○寄り添いながら対応し、信頼関係を構築するよう努める。
○詳細調査が未実施の段階で、いじめの事実否認や学校の責任回避と受け取られる発言等、心情を害する言動をしてはならない。
○事案発生後、詳細調査を実施するまでもなく、不適切な対応により心情を害する結果となったことが明らかな場合は、詳細調査の結果を待たずに速やかに対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
○独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付申請は、保護者への丁寧な説明のうえで進める。

継続した支援を実施

調査結果の説明

○事前に説明した方針に従って、調査結果を説明する
○適切な説明を行うため、本市個人情報保護条例に従うとともに、総務課や専門家の意見を十分に踏まえ、不開示部分以外の情報を適切に整理する

関係児童生徒・保護者

○関係児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、関係児童生徒・保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。
○調査方法等の過程を含め、認定された事実を丁寧に伝え、関係児童生徒の状況によっては、抱えている問題の解決に努めるとともに、その心に寄り添いながら個別の指導を行い、いじめの非に気づかせ謝罪の気持ちを醸成させる。

他の児童生徒等への情報提供

○報道機関等の外部に公表する場合は、事実関係が正確に伝わらないことによる憶測や不信感を防止するため、他の児童生徒又は保護者等へ可能な限り事前に調査結果を報告する。
○報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止の観点から調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

関係児童生徒・保護者・他の児童生徒等

調査主体
（調査組織）

関係児童生徒・保護者への説明

○調査実施前に説明
○内容は被害児童生徒・保護者と同じ
○説明を行う主体は、被害児童生徒・保護者と同じ

教育委員会
小中学校

関係児童生徒への支援等

○　関係児童生徒の保護者の理解や納得を得た中で協力を求め、学校と保護者が連携して関係児童生徒に対する適切な指導や支援を行う。
○　関係児童生徒の安心や安全、健全な人格の発達に配慮するため、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
○　関係児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行ったうえで、特別の指導計画による指導のほか、行為の悪質性を真に理解し謝罪の気持ちを醸成するとともに、健全な人間関係を育むための成長を促す支援を行う。
○　関係児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるという姿勢を前提とした中で、教職員やスクールカウンセラーにより、いじめに至った心理的背景などを吐露する機会を設けるなどの対応を行うことで心理的緊張を緩和し、学校に対する信頼感や安心感を醸成するなど、指導と支援を一体的に行う。
○　関係児童生徒に対する懲戒を検討する場合は、健全な成長を促すために行う必要がある場合とし、行う場合は当該児童生徒の心身の発達に応する等教育上必要な配慮を行う。
○　関係児童生徒の保護者に対して、継続的な助言等の支援を行う。
○　関係児童生徒自身や家庭に問題を抱えている場合は、学校やスクールソーシャルワーカーの支援により福祉や心理の専門機関と協力して対応する。

継続した支援を実施

※関係児童生徒＝加害の疑いがある児童生徒